

入 札 告 示

札幌市告示第 1113 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 3 月 17 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局 〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目

札幌市消防局総務部施設管理課装備係 電話(011)215-2030

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 消防車両等整備業務（普通）
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 委託者の指定する場所
- (5) 入札方法 総価で行う。ただし、入札書に記載する金額にあつては、入札書別紙に掲げる各項目の単価をそれぞれ見積り（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること）、その各単価に本市が指定する予定数を乗じて算出した金額の合計を記載すること。また、入札書と入札書別紙はホチキス留めのうえ割印すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（総価の場合、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）をもって決定額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き価格。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「車両整備業」に登録されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所
札幌市消防局 3 階会議室（札幌市中央区南 4 条西 10 丁目）
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
上記 1 に同じ。
- (3) 入札説明書の交付方法
上記 1 の場所にて交付する。また、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
<http://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku/keiyaku.html>

(4) 入札の日時及び場所

令和 7 年 4 月 1 日（火）14 時 10 分

札幌市消防局 3 階会議室（札幌市中央区南 4 条西 10 丁目）

(5) 開札

入札終了後直ちに上記(4)の場所で行う。

(6) 入札書の提出方法

上記(4)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。

（送付及び電子メールによる提出は認めない。）

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（競争入札参加資格認定通知書）を令和 7 年 3 月 27 日（木）17 時 15 分までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。